

みなかみ町スクールバス等運行管理業務委託仕様書

1 名 称

みなかみ町スクールバス等運行管理業務委託

2 業務場所

群馬県利根郡みなかみ町地内他

3 運営・運行概要

1) スクールバス等の概要

- (1) 基本管理時間 月曜日～金曜日 7時～19時のうち8時間
- (2) 管理時間外 委託者及び学校が運行を必要としない日
- (3) 正味人員 合計：16人（8時間勤務：13人 4時間勤務：3人）
- (4) 登下校等運行路線の一覧（参考）

番号	地区	距離	便数	路線
1	水	片道約 16Km	往路：朝 2 便 復路：夕 2 便	土合～水上小学校～谷川～水上小学校
2	上	片道約 9Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	栗沢～水上小学校
3	月	片道約 15Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	下牧～古小
4	夜	片道約 18Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	川西～桃小・月夜野中学校
5	野	片道約 11Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	名胡桃～桃野小学校
6		片道約 18Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	川東～月夜野中学校
7		片道約 11Km	往路：朝 1 便 復路：昼 1 便	入須川～こども園
8		片道約 35Km	往路：朝 1 便 復路：昼 1 便	永井～こども園
9		片道約 25Km	往路：朝 1 便 復路：昼 1 便	堤～うららの郷～こども園
10	新	片道約 25Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	法師～新治小学校・新治中学校
11		片道約 25Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	広河原～新治小学校・新治中学校
12		片道約 15Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	入須川～新治小学校・新治中学校
13	治	片道約 12Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	旧青木～新治小学校
14		片道約 15Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	恋越～新治小学校・新治中学校
15		片道約 17Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	花の木～新治小学校・新治中学校
16		片道約 17Km	往路：朝 1 便 復路：夕 3 便	堤～新治小学校・新治中学校
17	全域	片道約 25Km	往路：朝 1 便 復路：昼 2 便	JA 新治支所～沼田特別支援学校
備考	○一覧に定める各項は、道路状況、児童生徒の人数等の状況によって見直しが必要な場合は、委託者、学校及び受託者で、その都度協議のうえ別に定める。			

(5) 登下校基本運行時間（参考）

	登 校(園)等	下 校(園)等
こども園	8時30分から 9時30分	14時00分から14時40分
小学校	7時30分から 8時10分	14時50分から15時30分 15時50分から16時30分
中学校	7時30分から 8時10分	18時00分から18時45分
特別支援 学校	7時30分から10時00分	13時30分から15時00分 14時30分から16時30分

(6) その他学校行事、各種活動等において送迎が必要な場合 ※別紙3：年間行事等参照

(7) 車両の管理業務の全般

(8) 運行に係る企画、調整、報告、運行表の作成等の事務

(9) 会議等の出席

(10) その他、安全で円滑なスクールバス運行に関し必要な業務

2) 町有自動車の概要

(1) 基本管理時間 4月1日～翌年3月31日の通年（土日祝祭日を含む）

8時30分～17時30分のうち8時間

(2) 管理時間外 委託者が運行を必要としない日

(3) 正味人員 専任1名以上

1) 代務を含め専属の運転手が業務にあたること。なお、不測の事態の時はこの限りでない。

(4) 運行路線 委託者の指示による

(5) 運行時間 委託者の指示による

1) 予定にない急な要請や変更、キャンセルに対応できること。その場合、直接運転手と連絡がとれるようにすること。

2) 遠隔地の場合は宿泊を伴う場合があること。その際の宿泊費は委託者が負担する。

3) 同乗者を伴う場合があること。

〔参考〕町長車 運行日数 年間220日程度

深夜帯に渡る業務日数 年間50日程度

庁用バス（29人乗り） 年間30日程度

(6) 車両の管理業務の全般

(7) 運行に係る企画、調整、報告、運行表の作成等の事務

(8) 委託者との運行に関する会議等の出席

(9) その他、安全で円滑な町有自動車運行に関し必要な業務

4 運行の範囲

(1) みなかみ町スクールバスの設置に関する条例、みなかみ町スクールバス管理運行規則、みなかみ町養護学校送迎車両運行事業実施要綱、みなかみ町有自動車管理規則に規定するもの

(2) 委託者において必要があると認めるもの

5 委託期間

契約書記載のとおり

6 業務の委託

- (1) 受託者は、スクールバス等の運行に関する企画、調整、管理、運営、その他スクールバス運行業務において必要な業務の一切を総合的に行う。 ※別紙1：業務内容・行程表参照
- (2) 受託者は、委託者の指示に従い関係法令に基づいて業務を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の詳細範囲について、委託者と打ち合わせを行い業務の目的を達成しなければならない。また車両を運行した際は、委託者が指定する運行日報、記録簿等に始業点検、運行経路、運行時間等の状況をその都度記録し、委託者の指定する日に提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に応じて報告または、承認を得なければならない。
- (5) 委託者は必要に応じ業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (6) 前述した業務の遂行にあたりスクールバス等の運行管理業務について豊富な経験と専門的知識を有し、業務全体の指揮及び統括を行うと共に町との円滑な連絡調整事務を行える業務責任者1名、業務責任者を補佐する業務副責任者1名を配置すること。
- (7) 受託者は、関係法令に基づき安全運転管理者及び整備管理者を定め委託者へ報告すると共に、安全運転の為に安全点検活動状況、その他取り組み、講習の受講等を定期的に行い、その都度、委託者に報告しなければならない。
- (8) 業務中は私語を慎むこと。また業務中に知り得た情報は第三者に漏らさないこと。退職後も同様とすること。

7 対象車両

別紙2：スクールバス等車両一覧に定める。

8 業務の報告

- (1) 受託事業者は毎月及び毎年度の業務完了後速やかに業務完了報告書を作成し委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

9 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- (1) 自然災害等の緊急時には、委託者及び学校と協議の上、対応を決めること。
- (2) 委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに委託者及び学校責任者に連絡し、委託者の指示により受託者の責において処理するものとする。
- (3) 受託期間中に受託者の責めに帰すべき過失により発生した運行に伴う事故等に係る一切の責務は、受託者が負うこととする。

10 委託料

- (1) 委託料は、車両維持管理費、燃料費、消耗品費を除く全ての経費とする。
- (2) 前項に含まれる自動車任意保険については、受託者の加入とし受託者が保険料を負担する。
- (3) スクールバス及び養護学校送迎業務において管理時間を超過すると見込まれる場合については、事前に委託者と協議するものとし、協議に基づき委託者が別に定める。
- (4) 町有自動車の運行管理業務について、管理時間を超過した場合において支払う委託料は、次の単価に基づくものとする。

項 目	単 価	摘 要
時間外（超過分）委託料	2, 0 0 0 円	超過業務 1 時間あたり
深夜時間外（超過分）委託料	2, 5 0 0 円	深夜時間帯における超過業務 1 時間あたり
深夜加算料	9 0 0 円	深夜時間帯における超過業務 1 回あたり
備 考	1) 深夜時間帯とは、午後 1 0 時から午前 5 時までの時間帯とする。 2) 超過業務時間については、3 0 分未満を切り捨て、3 0 分以上は、1 時間として取り扱う。	

11 委託料支払請求書の提出

委託料の支払いは、月毎の業務完了後、委託料支払請求書をもって行う。

12 その他

その他定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて委託者、受託者双方協議のうえ定める。